



発行 新潟県
第 35 号
 令和5年5月9日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 528 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 529 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（障害福祉課）
- 530 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 531 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 532 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 533 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
- 534 保安林の指定解除予定（治山課）
- 535 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 536 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 537 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）

病院局告示

- 6 収納事務の委託（病院局業務課）

人事委員会公告

令和5年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第528号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

令和5年5月9日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
渡邊 誠	内科	新潟県立十日町病院	十日町市高田町3丁目南32番地9	R5.5.1	第15条第1項の医師に指定した
宮崎 泰	神経内科	さいがた医療センター	上越市大潟区犀潟468-1	〃	〃
高橋 敦宣	呼吸器内科	佐渡総合病院	佐渡市千種161番地	〃	〃
鈴木 遼	呼吸器内科	佐渡総合病院	佐渡市千種161番地	〃	〃
和倉 健朗	内科	上越地域医療センター病院	上越市南高田町6-9	〃	〃

矢島 直樹	脳神経外科	県立新発田病院	新発田市本町1丁目2番8号	〃	〃
加藤 雄介	耳鼻咽喉科 頭頸部外科	加藤耳鼻咽喉科クリニック	小千谷市平成1丁目2番7号	〃	〃

◎新潟県告示第529号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和5年5月9日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
濱 峻平	整形外科	新潟手の外科研究所病院	北蒲原郡聖籠町諏訪山997番地	R5.4.4
荒川 英	内科	宮内クリニック	長岡市宮内1丁目3番2号	R5.4.4
丸岡 稔	内科、外科、整形外科	宮内クリニック	長岡市宮内1丁目3番2号	R5.4.4
吉原 正博	内科	宮内クリニック	長岡市宮内1丁目3番2号	R5.4.4
熊倉 眞	内科	熊倉医院	新発田市大栄町2-2-20	R5.4.6

◎新潟県告示第530号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和5年5月9日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
見附メンタルクリニック	見附市新町3丁目8番8-1	精神通院医療	令和5年5月1日
あんず調剤薬局	魚沼市井口新田321番地6	精神通院医療	令和5年5月1日
共栄堂薬局 むらかみ店	村上市大町3番26号2	精神通院医療	令和5年5月1日
見附新町薬局	見附市新町3丁目8番6-1号	精神通院医療	令和5年5月1日
プライム薬局 せったや店	長岡市摂田屋町787番地1	精神通院医療	令和5年5月1日
訪問看護 かえりえ柏崎	柏崎市田中13-14	精神通院医療	令和5年5月1日

◎新潟県告示第531号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和5年5月9日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
坂町調剤薬局	村上市坂町3262-14	精神通院医療	令和5年5月1日
中沢薬局	長岡市美咲3丁目492-2	精神通院医療	令和5年5月1日
こうのす薬局	長岡市下々条町字鴻巣2835番1	精神通院医療	令和5年5月1日
メンタルクリニック長岡	長岡市学校町3丁目11-46	精神通院医療	令和5年5月1日

◎新潟県告示第532号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年5月9日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
小島薬局	新発田市西園町1-2-24	精神通院医療	令和5年4月1日
宮内クリニック	長岡市宮内1丁目3番2号	精神通院医療	令和5年3月31日

◎新潟県告示第533号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和5年5月9日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地集積等促進計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
上越市	1者	吉川区伯母ヶ沢壺ノ窪497番ほか5筆 0.4ha
合計	1者	6筆 0.4ha

2 認可年月日

令和5年5月9日

◎新潟県告示第534号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年5月9日

新潟県知事 花角 英世

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県十日町市川治3255の1（次の図に示す部分に限る。）、3255の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第535号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上越市の柿崎土地改良区の定款の変更を令和5年4月25日認可した。

令和5年5月9日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第536号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営佐渡南部地区農業用排水施設整備、農用地改良保全(中山間地域農業農村総合整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月9日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年5月10日から令和5年6月6日まで

3 縦覧に供する場所

佐渡市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第537号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和5年5月9日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
五十嵐川沿岸地区	農業用排水施設整備(基幹水利施設ストックマネジメント)事業	三条市 加茂市	令和5年3月23日

病院局告示

◎新潟県病院局告示第6号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年5月9日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

- 1 委託する事務
各新潟県立病院における診療費等の窓口収納事務
- 2 受託者の所在地及び名称
新潟県新潟市中央区米山1丁目11番地11
株式会社エム・エス・シー
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

人事委員会公告

令和5年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度）を行う。

令和5年5月9日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
一般行政	58人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関等で、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。
警察行政	1人程度	警察本部又は警察署で、警察組織運営等に関する企画立案、会計・庶務、予算執行等の警察事務に従事します。
福祉行政	5人程度	知事部局又は病院局の本庁又は地域機関等で、子どもや障害者等の相談支援や直接支援、福祉施策の企画立案等の業務に従事します。
福祉行政（心理）	2人程度	知事部局又は病院局の本庁又は地域機関等で、主に子どもや障害者等の心理診断、心理治療等や福祉施策の企画立案等の業務に従事します。
総合土木	27人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事します。
林業	6人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、森林・林業施策の企画立案や担い手の育成指導、森林の保全、試験研究等の業務に従事します。
農業	25人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、農業施策の企画立案や普及指導、試験研究等の業務に従事します。
水産	2人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、水産業施策の企画立案や普及指導、漁船・漁場の許認可、試験研究等の業務に従事します。
建築	1人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関又は病院局、教育委員会で、公共建物の設計・工事監理や住環境の整備等の業務に従事します。
環境	4人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、環境施策の企画立案や環境監視、理化学検査・研究、放射線監視等の業務に従事します。
電気	4人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公営企業・情報通信施策の企画立案や発電所・工業用水道・排水機場等の維持管理の業務に従事します。
保健師	7人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関、教育委員会又は警察本部で、保健行政や保健施策の企画立案等の業務に従事します。

農芸化学 (食品・環境衛生)	5人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、食品衛生及び環境衛生に係る監視・指導、立入調査、試験検査などの業務に従事します。
薬剤師(行政)	2人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、薬事行政や生活衛生行政、試験研究等の業務に従事します。
少年警察補導員	1人程度	警察本部又は警察署で、少年相談、街頭補導等、少年の非行防止や健全育成の業務に従事します。

※ 受験申込みは、上記のうち1試験職種に限る。ただし、福祉行政(心理)の受験者は、福祉行政との併願ができる。

※ 4月に実施した令和5年度新潟県職員採用試験(大学卒業程度)総合土木・林業(先行実施枠)及び病院経営の受験申込を行った人も、この試験の受験申込を行うことができる。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する人

ア 平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人

イ 平成14年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの人(新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。)

(2) 次の試験職種については、それぞれの資格要件がある。

試験職種	資格要件
福祉行政	次の各号のいずれかに該当する人 (1) 社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和6年3月31日までに資格取得見込みの人 (2) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は大学院において、心理学を専修する学科(これに相当する課程を含む。)若しくは専攻を卒業若しくは修了した人又は令和6年3月31日までに卒業若しくは修了見込みの人(教養課程のみの心理学履修者は除く。)
福祉行政(心理)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は大学院において、心理学を専修する学科(これに相当する課程を含む。)若しくは専攻を卒業若しくは修了した人又は令和6年3月31日までに卒業若しくは修了見込みの人(教養課程のみの心理学履修者は除く。)
保健師	保健師の免許取得者又は令和6年に行われる保健師国家試験により免許取得見込みの人
農芸化学 (食品・環境衛生)	食品衛生監視員の任用資格を有する人又は令和6年3月31日までに資格取得見込みの人
薬剤師(行政)	薬剤師の免許取得者又は令和6年に行われる薬剤師国家試験により免許取得見込みの人

(3) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人(ただし、保健師は日本の国籍を有しない人も受験可能)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

3 第1次試験

(1) 方法

教養試験を大学卒業程度で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について筆記試験(択一式)により行うとともに、専門試験を大学卒業程度で、専門的知識及び能力について筆記試験(択一式)により行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場
令和5年6月18日(日)	午前9時から午前9時30分まで	新潟会場 新潟県立大学 コモンズ3号館 (新潟市東区海老ヶ瀬471)
		東京会場

		法政大学 市ヶ谷キャンパス 大内山校舎 (東京都千代田区富士見2-17-1)
--	--	---

(3) 発表

令和5年6月28日(水)午後1時(予定)に新潟県職員採用案内ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>)に合格者の受験番号を掲載する。

併せて、第2次試験(面接試験)の日時も掲載する。

4 第2次試験

(1) 方法

論文試験、面接試験(集団討論面接及び個別面接)及び適性検査を行う。

(2) 試験日及び試験場

種目	試験日	試験場
面接試験以外	7月7日(金)	新潟県庁(予定) (新潟市中央区新光町4番地1)
面接試験	7月18日(火)から8月4日(金)まで(予定) のうち第1次試験合格者発表時に指定する日	

(3) 発表

令和5年8月中旬(予定)に新潟県職員採用案内ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>)に合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に結果を通知する。

(4) その他

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

5 試験の配点及び合格者の決定

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	種目	配点※	基準
第1次試験	教養試験	100点	それぞれ正答率3割5分以上 (基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある。)
	専門試験	100点	
第2次試験	面接試験	130点	50点以上
	論文試験	20点	11点以上

※ 教養試験及び専門試験については、粗点(正答数)をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点~100点に分布する。

◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A: ある受験者の粗点(正答数)

B: 当該種目の平均得点

C: 当該種目の標準偏差

6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、各任命権者が各職種の欠員の状況に応じて、採用を決定する。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。

(2) 前記受験資格の資格又は免許の取得見込みを要件として受験した人については、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合は採用されない。

(3) 採用は原則として令和6年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。

(4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

7 給与

令和5年度新規学校卒業者の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、191,700円(地域手当を含む。)である。

なお、このほか期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

8 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>) からダウンロードすることができる。

受験案内を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度試験請求」と朱書し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

原則として、新潟県職員採用案内ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>) から電子申請で申し込むこと。(申請に当たっては、新潟県職員採用案内ホームページに掲載してある「電子申請受験申込者ガイド」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。)

電子申請で申し込むことができない場合は、5月19日（金）午後5時15分までに人事委員会事務局総務課任用係（025-280-5538）まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・令和5年5月9日（火）から5月29日（月）まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、5月29日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。